平成３０年（フ）第５７号
大分市明野高尾１丁目８番６号
債務者　足立　喜美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７号
松江市東茶町25番地　サンレイクマンション311
債務者　山崎　明美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
神奈川県横須賀市三春町２丁目５番地　神田ビル３Ｆ
債務者　神田　淑子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１７７１号
愛知県日進市香久山１丁目3304番地　シティリバー101、従前の住所愛知県日進市岩崎台２丁目2002番地　リビングタウン岩崎台Ｃ棟ウエスト
債務者　田口　京子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４号
宮城県石巻市蛇田字間門30番地１、前住所宮城県石巻市流留字七勺47番地２　雇用促進住宅２―307号
債務者　高橋みつえ
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１３８号
福岡市博多区中洲４丁目１番１号
破産者　株式会社石塚
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５８０号
千葉市中央区本町２丁目１番18号　千葉本町スカイマンション403号
破産者　安井　正典
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８３号
千葉県市川市柏井町２丁目1316番地５
破産者　鈴木　康平
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８６９号
福岡市博多区博多駅前４丁目36―32―１Ｆ
破産者　株式会社リンクピース
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３６号
沖縄県浦添市字城間3019番地
破産者　株式会社インテリジェントシステム
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２２１号
福岡市中央区白金２丁目８番12号シティビル白金７Ｆ
破産者　ジョイ・インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６５６号
住居所不明、開始決定時の住所福岡市南区大楠３丁目３番８号
破産者　濱村　信二
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６８９号
福岡市博多区東那珂１丁目９番28号
破産者　有限会社公建
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７２８号
札幌市中央区南２条西４丁目12番１号
破産者　株式会社ノーブルサベージ
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６６号
札幌市北区麻生町３丁目10番７号
破産者　有限会社あさぶ一力
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４５号
札幌市清田区里塚３条１丁目４番１号
破産者　有限会社ときわや
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０号
最後の住所　青森県五所川原市大字福山字実吉72番地３　有料老人ホームふれんど２号館、旧住所青森県五所川原市字一ツ谷543番地12
破産者　亡齋藤敏彦相続財産
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
青森県八戸市江陽５丁目15番12号
破産者　有限会社オベリスク
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第６２０号
埼玉県越谷市宮前１丁目６番地14
破産者　有限会社フローレンス企画
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係